

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|--|---------------------------------|-------|
| 化製場等に関する法律（昭和23年法律第 140号）第 8 条において準用する第 3 条第 1 項 | 魚介類等を原料とする油脂等の製造施設又は獣畜等の貯蔵施設の設置 | 生活衛生課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 化製場等の設置場所が，法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当せず，かつ，盛岡市化製場等に関する法律施行条例第 3 条第 1 項各号の一に該当しないこと。
- (2) 岩手県化製場等に関する法律施行条例第 4 条において準用する第 3 条第 1 項に規定する基準を満たすことができる施設であること。
- (3) 法第 5 条第 1 項の第 1 号から第 3 号に規定する要件を満たすことができる施設であること。
- (4) 盛岡市化製場等に関する法律施行細則第 3 条に基づく化製場等設置許可申請書によること。

2 標準処理期間は，10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は，申し出てください。